

○「死因究明等に関し講ずべき施策」に記載の主な施策

国の死因究明推進計画に記載されている内容	これまでの取組状況	現状の課題／今後の方向性（案）	今後考えられる取り組み（案）	目標値（案）
<b>(1)死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察等との合同研修会の積極的な開催【警察庁、海上保安庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察医会との研修を年1～2回実施（新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中断）【大阪府警、大阪府警察医会】</li> <li>・府歯科医師会警察歯科対策室が開催する年2回の研修に鑑識課、検視調査課が参加【大阪府警、府歯科医師会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府警と府警察医会及び府歯科医師会の研修を実施。今後も研修を継続することで人材育成（スキルアップ）を図る。</li> <li>・警察医が高齢化が課題であり、若手医師の育成が必要。</li> <li>・歯牙鑑定による身元確認の経験や出務回数によって歯科医師の習熟度に差が生じており、府警との連携を深めながら研修内容を充実させることでスキルアップを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察医会との研修は、コロナ前の水準を目指す【大阪府警、大阪府警察医会】</li> <li>・歯科医師に対する身元確認を中心とした研修内容を充実し、スキルアップを図る。【大阪府警、大阪府歯科医師会】</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上【厚生労働省：日本医師会に委託】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度から救急医向け及びかかりつけ医向け研修の実施。この間、対面やオンデマンド方式等で研修を実施し、延べ1,189名〔救急医向け：386名、かかりつけ医向け：803名〕が受講。【大阪府：大阪府医師会に委託】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監察医事務所取扱件数のうち、救急医療機関経由のものがR元年以降増加傾向（R元：34.7%→R3：37.4%）であり、適切な死因診断を行うことの重要性や死因診断名の付け方の認識の統一を図る必要がある。</li> <li>・今後、在宅での看取りも増加が見込まれる。（R元：10.1%→R2：13.1%）</li> <li>医師だけでなく、在宅介護に関わる人材への研修も必要。</li> <li>・救急医やかかりつけ医に対する死亡診断書作成の研修を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医、かかりつけ医の枠を取り払い、一般臨床医向けの死因診断研修を検討 →死亡時の対応方法と正確な死因診断についての研修（死因診断に関する認識の向上を図る）【大阪府】</li> <li>・主に在宅医療の現場において、患者へのACP支援を実施できる人材を育成するための研修を予定。（R5年度新規）【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数 毎年100名以上</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査等への影響を留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元【警察庁、海上保安庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に例のない特異な事例を資料化し、監察医に対し提供。【大阪府警】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検案技術向上のため、誰を対象にどのような内容を警察から還元することが必要か、検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査上支障のない範囲で、氏名・住所等個人を特定しうる情報を伏せた上で、性別、年齢、体格、持病、発見時の状況、搬送病院の所見、検査結果、遺体の画像、解剖結果等の情報を検案技術向上のため、警察医に提供。【大阪府警】</li> </ul>	
<b>(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第11条）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学を通じ、死因究明等に係る人材養成と研究推進の拠点を整備し、その成果の普及促進等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める【文部科学省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省特別経費「死因究明学の創造の担い手養成プラン」事業の実施（H26～R2年度）【大阪大学大学院】</li> <li>・大阪大学大学院死因究明学コースで開講している科目群については400名以上が受講（H26年度～）【大阪大学大学院】</li> <li>・監察医事務所における検案実地実習【大阪大学・大学院、大阪府】（実績：H29～H31毎月数回実施、R2～R3はコロナ禍により中断）</li> <li>・大阪大学における検案実地演習【大阪大学大学院】（実績：H27～現在まで年間10日以上実施）</li> <li>※参考：H27年度、大学院修士課程に世界で初めて「死因究明学コース」を設置し、専門人材を養成【大阪大学】</li> <li>・地域で活躍するForesic Generalist, Foresic Specialistの養成</li> <li>大学院博士課程コース、インテンシブコースを開講【大阪医科薬科大学（滋賀医科大学、京都府立医科大学と連携）】他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の定員が限られており、キャリアパスへの不安もあり、法医学を志す学生が少なく、法医学者の不足につながっている。</li> <li>・文部科学省「基礎研究医養成活性化プログラム」を大阪医科薬科大学以外の大学での活用。</li> <li>・死因究明等に係る人材養成と研究推進の拠点を整備していく際の費用負担が明確になっていない。</li> <li>・法医学教室を有する府内5大学における死因究明に対する大学のニーズ、人材育成のあり方や府外大学との連携等について状況把握し、今後の取組方策について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監察医事務所において令和5年度から新たな解剖見学実習を連携して実施。【大阪大学、大阪府】</li> <li>・「次のいのちを守る」人材育成教育研究拠点事業をR5年度から開始。【大阪大学】</li> <li>・大学院等で専門のコースを修了した医師の働き場を確保するため、監察医事務所の監察医、警察医の検案業務の従事について検討。【大阪府、大阪府警、警察医会、大学】</li> <li>・大阪府地域医療支援センター(大阪府医療人キャリアセンター)において、情報提供・調整を図る【大阪府】</li> <li>・計画策定後、早い段階で府内5大学に対しヒアリング等を実施。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監察医事務所での実習生受け入れ数 年間10名以上</li> <li>・監察医の委嘱数 3年間で5名以上</li> <li>・大学で法医学を専攻する医師数 3年間で5名以上</li> <li>・大阪地域医療支援センターホームページで大学のニーズを踏まえた情報を発信することで、法医学のキャリア形成を支援</li> </ul>
<b>(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第12条）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備を要請【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の死因調査体制整備の取組について、大阪府の附属機関である死因調査等協議会で進捗管理を実施【大阪府】</li> <li>・大阪市内の検案は監察医事務所対応。市外は市内との均てん化に向けた取組を実施【大阪府】</li> <li>・R4年度に新規の厚生労働省補助事業である「死因究明拠点整備モデル事業」に応募し採択された。当該モデル事業は、事件性が認められない死体を対象にしている。この事業を通して市外における検査・解剖の課題等の把握に努めている。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市内と大阪市外で死因調査体制に差があり（市内：監察医、市外：警察医）、引き続き均てん化の取組が必要。</li> <li>・大阪市外で死亡時画像診断を行うために、①撮影できる医療機関の確保、②撮影した医療機関で読影できる体制確保、③死体検案書を作成できる医師の確保・育成を念頭に取組を進める。</li> <li>・府域の死因究明体制について、市内は監察医事務所があるものの、市外では薬毒物・感染症等の検査を実施できる体制が必要。</li> <li>・大阪市以外の死因究明体制整備について、現在実施している国モデル事業の成果等をもとに短期及び中長期の方針を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府版推進計画（仮称）策定後は、死因調査等協議会に計画に記載の取組み状況を報告し、進捗管理を予定【大阪府】</li> <li>・大阪市内は引き続き監察医事務所対応。市外については死亡時画像診断の活用が図られるよう、市内と市外の均てん化に向けた取組を行う【大阪府】</li> <li>・監察医事務所に導入したCT車については、通常業務に加え、死因・身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応できない地域（北河内地域等）について活用している。今後、他の地域での活用が可能か検討を進める。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり</li> <li>・監察医事務所のCT車を活用した市外CTの対象地域拡大</li> </ul>

国の死因究明推進計画に記載されている内容	これまでの取組状況	現状の課題／今後の方向性（案）	今後考えられる取り組み（案）	目標値（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定WGを設置し、大阪府版死因究明等推進計画（仮称）の策定を目指しており、今後の取組み等について検討中。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府版死因究明等推進計画（仮称）の策定後は、府死因調査等協議会を構成する関係者が連携して取組みを推進。</li> <li>厚生労働省では令和3年度から定期的の実態調査。その結果を参考にして、現在値・目標値を確認し、さらに他の都道府県の実態と比較しつつ把握・分析し、問題点を抽出していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府版推進計画（仮称）策定後は、国の推進計画と連動しながら、概ね3年毎の改訂を予定。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の実態調査をもとに示される予定の「求める水準」を参考に必要な取組を検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、技能向上に必要な情報の還元や必要な協力を行う。【厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年秋に航空機墜落を想定した検案や身元確認訓練について大阪府歯科医師会をはじめ関係機関と連携して実施【大阪府警、地元の消防・医師会・医療機関、歯科医師会等】</li> <li>※参考：R4年度から、大学院で法歯学者養成プログラムとして「法歯学」講義を開始。【大阪大学】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機事故が発生した場合に備えた救助や検視・身元確認訓練（関西国際空港緊急計画連絡協議会主催）は行われているが、大阪府が実施する災害対策訓練の中で検案や身元確認訓練は行っていないため、訓練の中に位置付けて実施できるよう、まずは関係者による意見交換から始める。</li> <li>大規模災害等の発生時、歯牙鑑定に必要な機材の確保が課題。</li> <li>身元確認が多数必要となった場合の歯科医師の確保が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害発災時の身元確認（歯牙による科学的鑑定）を行うため、実施体制の構築や必要な機材の確保等について今後検討する。【大阪府警、大阪府歯科医師会等】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発災を想定した関係者による身元確認訓練の実施（3年以内）</li> </ul>
<b>(4)警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第13条）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>今後見込まれる死亡者数の増加に対応すべく、より効果的・効率的な検視官の運用を検討【警察庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の都道府県警察にない「検視調査課」を平成28年4月に設置し、専門的かつ適切な検視が可能な体制を構築し対応【大阪府警】</li> <li>映像支援システムの活用（検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置を活用）【大阪府警】</li> <li>大阪府警と各大学法医学教室との検視官研修を年1回実施してきたが、近年は中断している。【大阪府警、各大学】</li> <li>身元・遺族等不明遺体について、平成26年7月から民間業者に保管委託できる制度を開始【大阪府警】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検視調査課設置以降も府内の死亡者数は増加の一途をたどっており、要対応件数も年々増加。2040（R22）年をピークに今後も増加が見込まれることから、体制の強化が必要。</li> <li>大阪・関西万博をはじめ大規模イベントやプロジェクトへの対応もあり、人員の確保が困難な状況。</li> <li>司法解剖等における課題や検視技術の向上に向けて研修を継続させスキルアップに繋げる。</li> <li>超高齢多死社会の中、独居で発見が遅れたなどの理由で死体現象が進む案件が増加しているため、身元を特定して遺族等に遺体を引き渡すまでの期間が長期化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ITの活用や署員のレベルアップ（検案のポイントを教養するなど）によって体制強化することで、今後見込まれる死亡者数の増加に対応し、犯罪死の見逃し防止を徹底する。【大阪府警】</li> <li>遺体の適正な保管に努め、DNA等の科学捜査を活用し、早期に遺体を遺族等に引き渡す。【大阪府警】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによって体制強化を図る</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る【警察庁、海上保安庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、府内大学等と連携して対応【大阪府警】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域によっては解剖や死亡時画像診断を身近な場所で実施できないところもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡時画像診断の実施に協力が得られた医療機関と必要な手続を行い、死亡時画像診断が必要な場合、必要なサポートを行いつつ確実に実施する。【大阪府警察】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり</li> </ul>
<b>(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第14条）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学者に相談できる体制を全国的に運用し、その普及啓発を図る【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死因診断の実務に取り組む人材を育成・確保するため、大阪市内の救急医と監察医による死因判定等についての意見交換（監察医によるフィードバック）を行っている。【大阪府】</li> <li>監察医事務所の監察医(法医等)が行う検案に、希望する警察医等が同行し、死因診断技法等を習得する事業を通じ、検案レベル向上（犯罪死の見逃し防止）や死因の確定に悩む警察医等をサポートしている。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市内の救急医療機関と監察医による意見交換を継続し、死因診断の実務レベルの向上を目指す。大阪市外については、今後、検討を進める。</li> <li>警察医等のニーズに応じた研修等を行うことで、検案技術の向上（犯罪死の見逃し防止）や死因の確定に悩む警察医等をサポートしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市内の救急医と監察医による死因判定等の意見交換（監察医によるフィードバック）について、市内の救急医療機関と意見交換を継続する。</li> <li>大阪市外の警察医に対し、監察医や警察医間でサポートする仕組みについて検討する。</li> <li>事件性が阻却された遺体については、救急医療機関での死因診断の実務レベルをさらに向上させることで、警察からの依頼により救急医等が死因診断できる体制づくりを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市内の救急医療機関と監察医の意見交換を継続し、日頃から相談できる体制を構築</li> <li>大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくりを目指す</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査に必要な報酬・備品、施設設備等の費用を支援【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度から、行政解剖等に必要な監察医事務所の解剖・検査費用について、国の医療施設運営費等補助金を活用【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国の補助金等も活用しながら、施設や設備を充実を図るとともに監察医事務所以外の関係機関において、事件性が認められない死体の検査、解剖等にかかる費用への支援のあり方について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監察医事務所の運営が円滑に進むよう引き続き同補助金を活用しながら、施設や設備等を充実していく。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監察医事務所の施設や設備充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方における死因究明等の実施に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用して要請【文部科学省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度に「死因調査等あり方検討会」、平成29年度からは「大阪府死因調査等協議会」を設置し、死因究明及び身元確認に関する施策の検討を行うとともに、当該施策を推進、検証、評価を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、大阪市外の死因調査体制について、大阪府死因調査等協議会での議論や、検討内容に応じて大学関係者で構成する会議を設置するなどして、課題の洗い出しが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学関係者の意見を踏まえ、大阪府死因調査等協議会において、大学施設等の活用等に当たっての課題について議論を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市外の死因調査体制の課題等について再整理する</li> </ul>

国の死因究明推進計画に記載されている内容	これまでの取組状況	現状の課題／今後の方向性（案）	今後考えられる取り組み（案）	目標値（案）
<b>(6)死因究明のための死体の科学調査の活用（法第15条）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の大学法医学教室等や監察医事務所において、死体検案、解剖、死亡時画像診断をはじめ、薬毒物検査や新型コロナウイルスPCR検査を実施。</li> <li>・R4年度に厚生労働省の新たな補助事業である「死因究明拠点整備モデル事業」に応募し選定された。当該モデル事業を通じ、市外における検査・解剖等の課題を把握に努める。【大阪府】</li> <li>・堺・泉州地域で死亡時画像診断に協力いただける医療機関を確保すべく、ヒアリング調査を実施中。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市外では、事件性が認められない死体への検査や解剖実施は少なく、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備が必要。</li> <li>・まずは、CTによる死亡時画像診断を活用しながら、薬毒物検査等各種検査体制の構築について、国モデル事業の試行実施結果を踏まえ検討することで、市外の死因究明レベルの向上を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺・泉州地域でモデル事業を行うため、協力医療機関を確保した上で実施し、運用上の課題等を整理し、他の地域への拡大を検討する。実施にあたっては、撮影データの読影技術向上や死体検案書の作成手法について、監察医や警察医間で連携しながら必要なサポートを行う。【大阪府】</li> <li>（薬毒物検査等の活用や解剖の実施については、死亡時画像診断のモデル事業の試行実施結果を踏まえ、今後、検討。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域における中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査を行うための施設・設備を設置する費用を支援【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4年度に大学法医学教室（2大学）における死亡時画像診断システム等の整備費用について申請中であり、うち1大学は整備完了後にCT2台体制となる。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市内と大阪市外の均てん化のため、死亡時画像診断に必要なCTが未設置の大学や医療機関に対し、有用性等を訴え、国の補助金を活用しながら導入を働きかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法医学教室を有する府内5大学のうち、死亡時画像診断システム未導入の大学に対して意向確認するとともに、国庫補助事業（医療施設等施設整備補助金）の活用を働きかける。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり</li> </ul>
<b>(7)身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第16条）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府歯科医師会内に警察歯科対策室を設置。大阪府警からの依頼に対して歯牙鑑定による身元確認を年間約300件実施。【大阪府警、大阪府歯科医師会】</li> <li>・府内の一部地域では、大学と地元歯科医師会が連携して、認知症患者の歯牙情報をデータベース化する動きがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元確認の際に必要な歯牙データは、各歯科医院で保存されており、データベース化されていない。継続したデータの蓄積が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、厚生労働省が検討中の歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築に向け検討していることから、その動向について注視する。</li> <li>・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む事例の把握を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む好事例を関係者間で共有</li> </ul>
<b>(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第17条）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令との整合性を図りつつ、解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、異状死死因究明支援事業等を通じて、その登録件数を拡大する【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の異状死死因究明支援事業における監察医事務所での解剖等データは、府個人情報保護条例の趣旨から未登録の状況【大阪府】</li> <li>・監察医事務所における検案データについて、自殺予防や熱中症対策等、公衆衛生の向上を目的として個人情報の取扱いにも十分配慮しながらデータを活用【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、府個人情報保護条例で死者の情報も保護対象であることから、国へのデータ提供は行っていない。</li> <li>・公衆衛生向上の観点から、関係機関等で必要な情報について、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら提供し活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監察医事務所で作られた情報について、引き続きデータベース化するとともに公衆衛生の向上に寄与する提供手法を検討する。【大阪府】</li> <li>・ホームページで公開している内容の充実及び検案データのより効果的な活用方策について検討する。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・CDRの実施体制整備について試行的に実施中。得られた情報をもとに今後のあり方について検討し、一定の方向性を明らかにする【厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CDRに関する国の動向について関係課間で適宜情報共有【大阪府】</li> <li>・現時点で具体的取組みは未実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係課等で対策等に必要となる情報（医学的データ等）について、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら提供し活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国においてモデル事業が試行実施されていることから、事業の推移を注視する【大阪府ほか】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関及び法医学教室等で虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報共有【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待については子ども家庭センターと大阪府警が連携して対応している。【大阪府警、大阪府】</li> <li>・大阪大学で大阪府児童虐待危機介入チーム登録医師が医学鑑定および外来での診察を行っている。【大阪大学、大阪府】</li> <li>・大阪大学で大阪市子ども相談医である医師（法医学）が医学鑑定および外来での診察を行っている。【大阪大学、大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府警と子ども家庭センターなどの連携を強化し、問題認識の共有を図る。</li> <li>・関係機関等で対策等に必要となる情報について、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら提供し活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ法令所管部局（福祉部）との連携強化を検討【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族等への丁寧な対応【警察庁、法務省、海上保安庁、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関において遺族感情に十分配慮しながら適切に対応【大阪府、大阪府警、大学】</li> <li>・令和4年度の新規の厚生労働省補助事業である「死因究明拠点整備モデル事業」を通じ、遺族対応のノウハウの蓄積に努める【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の同意を必要とする解剖や検査での府の対応ノウハウが監察医事務所以外では全くないことから、国モデル事業等を通じて把握に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな事業を構築する際に、厚労省補助事業「死因究明拠点整備モデル事業」で得られた知見を活用する。【大阪府】</li> <li>・他府県の好事例を参考に遺族対応のノウハウを関係者で共有するため、医療従事者を対象に研修を行う実施する。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回）</li> </ul>
<b>(9)情報の適切な管理（法第18条）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理【関係全庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法及び府個人情報保護条例の趣旨を踏まえ適切に対応【関係機関】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の大阪府個人情報保護条例で死者の情報も保護対象であるが、警察による照会条例の適用外であることの周知が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の適切な管理に関し、国の動向把握に努める。【大阪府】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に情報提供していく</li> </ul>